

地域住宅生産者グループ No.304

けせん復興の家

地域型復興住宅の名称	対象となる地域
気仙復興の家	岩手県気仙地方

グループの特徴とメッセージ

私たちのグループは震災により、大工道具を流された気仙大工たちが全国労働者組合総連合会の支援により、再び大工道具を手にし仲間を集めて組織を結成しました。

組織の結成は浅いですが長年気仙大工として培った腕は確かなものがあります。一日も早い復興を合言葉に気仙大工としての誇りを持ち前進する覚悟です。

グループの基本情報

グループ名称	けせん復興の家
所在地	岩手県大船渡市
結成年月	2012年1月
グループ形態	任意団体
主たる業態	大工(建築大工)、左官職等
グループ構成 ※各事業者名 は別紙	合計6社 製材 : 1社 建材流通 : 2社 プレカット : 1社 設計 : 1社 施工 : 1社
代表者名	組合長 佐藤 國雄(けせん建設職組合)
主な受賞歴・ 活動内容等	組合組織としての設立が浅いため特になし。

地域型復興住宅の主な工法・価格帯

主な構造・工法	木造軸組工法
価格帯	1,000~1,500万円
価格の基準面積	100㎡
価格に含まない 項目	屋外工事費、外構工事費、 設計料、諸手続費

*価格は、地域・プラン、仕様によって異なります。
詳しくはお問い合わせください。

グループ全体の施工実績(年間)

建設戸数*(木造戸建)	〇戸
うち地域材活用の住宅	〇戸
うち長期優良住宅	〇戸
グループとしての 施工実績	なし
グループとしての地域 型住宅の受注可能戸数	5戸
自由記入欄 (上記以外の実績等)	

※参画する施工業者の建設戸数の合計

連絡窓口

担当者名	木川田 敏博	メール	ken.johan@cream.plala.or.jp
電話番号	080-1830-1251	FAX	0192-22-9012
ホームページ	http://www.*****.***.***		
自由記入欄			

地域型復興住宅のイメージと特徴

■ 伝統的軸組工法にこだわった堅固な家づくり

- ・ 地場産の気仙杉を使い地域の風土・文化に適合する住環境形態や細部の納まり等を配慮し、長期にわたって耐震性を備えた堅固な構造
- ・ 伝統的大工技法である気仙大工の施工によるため確かな施工体制による安全安心の確保



■ 気仙地方の文化・風土にあった優しい住まいづくり

- ・ 家族の生活スタイルの変化に対応できるような住空間を提案する。



代表的事例の概要

構造	木造軸組工法	床面積	1階：120㎡ 2階：60㎡
設計	安部建築設計事務所	施工	佐藤 國雄
施工費	1,800万円（設計費用は除く）	備考	—

設計方法や地域材活用に関する特徴

■ 伝統的在来工法だからこその できる自由な間取空間の計画

- ・ 個室の設置の他建具を開放して多人数が集うときを配慮した間取りの提案。
- ・ 暖かく優しさのある気仙杉材を内装仕上材としても各部に使用する。
- ・

主に活用している地域材について

地域材の名称	気仙杉
樹種	杉
産地	岩手県気仙地方
認証制度等	岩手県産材認証制度
主に取扱う材種	構造材・造作材
主に取扱う部材	柱材、梁材、羽柄材、内装材
自由記入欄	地域型復興住宅では地場産である気仙杉材をふんだんに活用した住宅を供給します。

性能・仕様および施工方法等に関する特徴

- ・ 住宅基本性能 : 長期優良住宅の性能を基本とする。

- ① 構造 耐震等級 2 級以上
- ② 劣化軽減 劣化対策等級 3 以上
- ③ 維持管理 維持管理対策等級 3 以上
- ④ 温熱環境 エネルギー対策等級 4 以上とする。

・ 工法・施工方法

基礎 地盤調査を行い鉄筋コンクリート造
地耐力が低い場合は、べた基礎・地盤改良工法

在来軸組工法 耐震耐力壁：筋違い及び耐震構造パネル
基礎及び軸組接合部は国土交通省大臣認定の工法

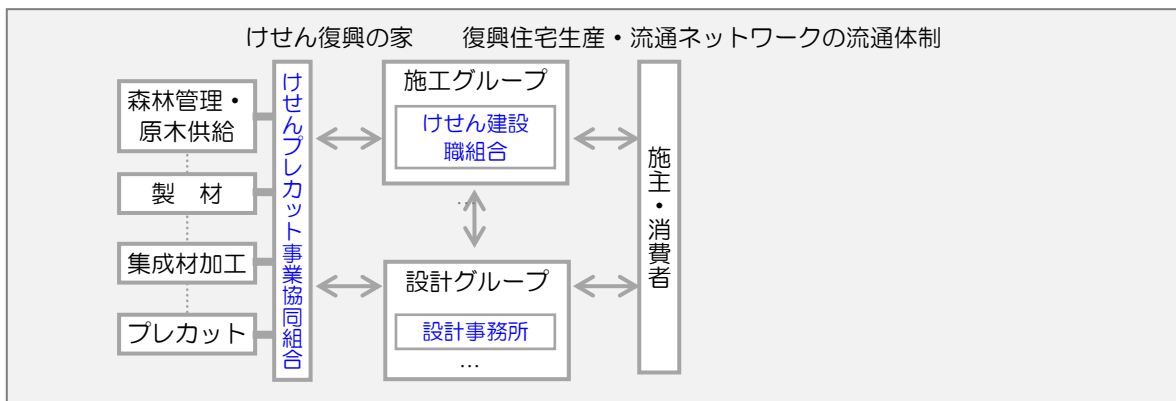
断熱性能 窓の複層硝子、床・壁・天井等の断熱化を配慮し省エネルギーの効果を図る。

けせん復興の家

地域型復興住宅の生産供給や流通資材の調達に関する体制

■けせんプレカット事業協同組合による気仙林業循環システム

- ・主材となる木材は、地元気仙地域（陸前高田市、住田町、大船渡市）の森林組合、森林所有者からの原木購入後、製材工場、プレカット工場で加工後製品としてユーザー（施主）へと循環する流れとなっており情報・コストの縮減を図ります。



施主からの相談体制および維持管理（アフターサービス）の体制・取組み

■施主様とマンツーマンでの対応

- ・ 営業面及び工務の面でも担当者が直接相談等を行い、組織内部への情報共有と連絡・報告・確認の体制をとる。
- ・ 長期優良住宅保証制度等の加入を説明し、制度による年次点検や保証制度を適用する。
- ・ 完成引渡し時に各種工事関係会社及び担当者による説明と維持管理の体制を図る。